

令和6年度運営指導の指摘事項等について

各サービス別に、令和6年度の運営指導、指定申請等において、文書又は口頭指導を行った内容について例示します。当該資料のみならず、過去の資料も含めて事業所の運営の参考としてください。

1 人員基準

番号	サービス	項目	指摘内容
1	介護老人保健施設	看護職員又は介護職員	常勤職員に代えて非常勤職員を充てる場合の勤務時間数が常勤職員を充てる場合の勤務時間数以上でないにもかかわらず、非常勤職員を充てている事例が認められた。非常勤職員を充てる際は、業務の繁忙時に多数の職員を配置する等により業務の円滑化が図られる場合及び看護・介護職員が当該介護老人保健施設に併設される介護サービス事業所の職務に従事する場合に、①常勤職員である看護・介護職員が基準省令によって算定される員数の7割程度確保されていること、②常勤職員に代えて非常勤職員を充てる場合の勤務時間数が常勤職員を充てる場合の勤務時間数以上であること、の2つの条件を満たすこと。

2 運営基準

番号	サービス	項目	指摘内容
1	共通	運営規程	運営規程に記載されている従業者の員数と実態に齟齬があった。実態に即して修正するとともに、本市にその変更を届け出ること。
2	共通	運営規程	運営規程に、利用者に対し緊急やむを得ない理由で身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する事項が定められていなかった。速やかに運営規程の整備を行うとともに、本市にその変更を届け出ること。
3	共通	運営規程	運営規程に、緊急時における対応方法が定められていなかった。速やかに運営規程の整備を行うとともに、本市にその変更を届け出ること。
4	共通	衛生管理等	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会が設置されていなかった。感染症の予防及びまん延の防止のための必要な措置を講じること。
5	共通	感染症の予防及びまん延の防止のための措置	感染症の予防及びまん延の防止のための指針が整備されていなかった。感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
6	共通	虐待の防止	虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況が分かる議事録等が保存されていなかった。虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催した際には、議事録等を作成し、その結果について、従業員等に周知徹底すること。
7	共通	記録の整備	サービス提供記録等に、修正テープを使用している箇所が散在していた。修正する際には見え消し等で修正し、修正テープや修正ペン等を使用しないようにすること。
8	共通	サービスの提供の記録	サービス提供の記録の作成漏れや記入誤りのある事例が認められた。記録は介護給付費の請求の根拠となるため、作成漏れや記入誤りがないよう正しく作成すること。
9	共通	勤務体制の確保等	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていなかった。必要な措置を講じること。
10	共通	勤務体制の確保等	入所者に対する処遇に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、採用後1年以内に認知症基礎研修を受講しなければならないが、受講していない者が認められた。当該研修を受講させるために必要な措置を講ずること。
11	共通	秘密保持	利用者の個人ファイルで、他利用者の情報が記載された紙を裏紙として使用している事例が認められた。個人情報の取扱いに注意すること。

12	共通	内容及び手続きの説明及び同意	重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況について記載されていなかった。サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し重要事項の説明を行う際には、提供するサービスの第三者評価の実施状況についても説明を行い、利用申込者の同意を得ること。
13	共通	内容及び手続きの説明及び同意	重要事項説明書の日付や担当職員の記載漏れが認められた。漏れのないよう適切に記載すること。
14	共通	内容及び手続きの説明及び同意	重要事項説明書等の苦情申立窓口の区役所の課名が古いものとなっていた。最新の情報に更新すること(健康長寿課介護保険係→福祉課高齢介護係)。
15	共通 (地域密着型サービス)	地域との連携等	運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けていない事例が認められた。利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、知見を有する者等により構成される「運営推進会議」を設置し、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。
16	共通(通所系及び施設系サービス)	非常災害対策	定期的避難、救出その他必要な訓練を行っているが、夜間を想定した訓練を実施していない事例が認められた。非常災害に備えるための訓練を行うに当たっては、昼間を想定した訓練に加え、夜間を想定した訓練を行うよう努めること。
17	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者から、指定居宅サービス等基準に位置付けられている個別サービス計画書を入手していない事例が認められた。当該事業所に対し同計画書の提出を求めること。
18	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならないが、交付したことが確認できない事例が認められた。交付した記録を残すこと。
19	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	サービス利用票に文書(署名又は押印)により利用者の同意を得ていない事例が認められた。居宅介護支援の提供にあたっては、サービス利用票に文書(署名又は押印)により利用者等の同意を得て、利用者等に交付するとともに事業所で保存すること。
20	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	サービス利用票の作成が翌月に遅延している事例が認められた。居宅サービス計画を作成又は変更する際には、同月内に一連の業務を実施すること。
21	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	居宅サービス計画が作成されていない事例が認められた。利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して解決すべき課題の把握(アセスメント)し、居宅サービス計画を作成すること。
22	居宅介護支援	秘密保持等	サービス担当者会議等において家族の個人情報を用いる場合に、家族の同意が得られていない事例が認められた。家族の同意もあらかじめ書面で得ること。
23	訪問介護	訪問介護計画の作成	訪問介護計画の見直しを実施していない事例が認められた。サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うこと。
24	訪問介護	訪問介護計画の作成	訪問介護計画を作成後、居宅介護支援事業所へ当該訪問介護計画を提供していない事例が認められた。居宅サービス計画に基づきサービスを提供している訪問介護事業所は、居宅介護支援事業所から訪問介護計画の提供の求めがあった際には、協力するよう努めること。
25	短期入所生活介護	短期入所生活介護計画の作成	短期入所生活介護計画の作成に当たり、利用者の同意が得られていない事例が認められた。短期入所生活介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、当該計画を利用者に交付すること。
26	訪問看護	訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成	訪問看護の提供にあたって、訪問看護計画書を作成していない事例が認められた。訪問看護の提供にあたっては、訪問看護計画書を作成し、利用者又はその家族に説明を行い、利用者の同意を得て、当該訪問看護計画書を利用者に交付すること。
27	通所介護	通所介護計画書の作成	通所介護計画書の作成に際し、利用者又は家族の同意が確認できない事例が認められた。通所介護計画は、その内容について利用者又はその家族に説明を行い、利用者からその同意を得ること。

3 報酬基準

番号	サービス	項目	指摘内容
1	共通	基本報酬	サービスの提供を行っていないにも関わらず、基本報酬を算定している事例が認められた。基本報酬はサービスが提供された月に適切に算定を行うこと。
2	共通	基本報酬	記録上のサービス提供内容と、実際に請求した基本報酬の区分に相違がある事例が認められた。基本報酬は、適正に算定を行うこと。
3	共通	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、虐待の防止のための指針の整備、高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者の設置について、必要な措置を講じていない事例が認められた。速やかに改善計画を提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告すること。また、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算すること。
4	共通	若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ではないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。当該加算は、若年性認知症利用者(65歳の誕生日の前々日まで対象)に対してサービス提供を行った場合に算定すること。
5	居宅介護支援	運営基準減算	居宅サービス計画の変更の際にアセスメント業務が行われておらず、運営基準減算の必要な事例が認められた。居宅サービス計画の変更を行う場合は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、解決すべき課題の把握(アセスメント)し、居宅サービス計画を作成すること。
6	居宅介護支援	運営基準減算	サービス利用票の作成が翌月に遅延しており、運営基準減算が必要な事例が認められた。居宅サービス計画を作成又は変更する際には、同月内に一連の業務を実施すること。
7	居宅介護支援	運営基準減算	モニタリングの結果について、記録しておらず、運営基準減算が必要な事例が認められた。少なくとも1月に1回の居宅訪問と、1月に1回のモニタリングの結果の記録を作成すること。
8	居宅介護支援	初回加算	運営基準減算が適用される月に当該加算を算定している事例が認められた。当該加算は、運営基準減算が適用されない場合に算定すること。
9	居宅介護支援	入院時情報連携加算	FAXによる情報提供を行った際、先方が受け取ったことが明確でない事例が認められた。先方が受け取ったことまで確認し、詳細を記録に残すこと。
10	居宅介護支援	通院時情報連携加算	算定要件を満たしていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。当該加算は、利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況等の必要な情報提供を行い、医師等から必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に算定すること。
11	居宅介護支援	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住していない利用者にも、当該加算を算定している事例が認められた。対象地域に居住している利用者に対して当該加算を算定すること。
12	居宅介護支援	退院・退所加算	当該加算は、病院若しくは診療所へ入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保健施設に入所していた者の退院又は退所に当たって、居宅サービス等の利用に関する調整が対象となるが、これらに該当しない施設の入所者の事案において加算を行っている事例が認められた。この場合、加算の要件を満たさないものであり、当該請求は誤ったものであることから、正しく請求すること。
13	居宅介護支援	同一建物減算	指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者への指定居宅介護支援に際し、減算を適応していなかった。指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合には、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定すること。
14	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護費	サービスを提供した記録がないにも関わらず、当該介護報酬を算定している事例が認められた。また、実際に提供したサービス時間よりも長い時間区分で算定している事例が認められた。サービスの実態に応じた適正な算定を行うこと。
15	(地域密着型)通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練計画を作成後、利用者の居宅を訪問したことが確認できない事例が認められた。個別機能訓練加算は、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で個別機能訓練計画を作成した後、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅における生活状況をその都度確認するとともに、利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別訓練計画の見直し等を行ったうえで、請求すること。
16	(地域密着型)通所介護	個別機能訓練加算	機能訓練指導員が直接機能訓練を実施していない曜日に当該加算を算定している事例が認められた。当該加算は、機能訓練指導員から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみを算定対象とすること。

17	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	送迎を行わない場合の減算	利用者に対して、事業所と居宅との間の送迎を行っていないにもかかわらず、当該減算を算定していない事例が認められた。家族等が送迎を行い事業所では未実施の場合は、適正に当該減算を算定すること。
18	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	入浴介助加算	入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行っているが、研修を実施した記録が作成されていなかった。研修実施後は、研修記録を作成すること。
19	訪問介護	初回加算	新規に訪問介護計画書を作成していないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。新規に訪問介護計画書を作成した利用者について、算定すること。
20	訪問介護	初回加算	訪問介護計画の作成後、その月内にサービス提供責任者が訪問介護に同行していないにもかかわらず、初回加算を算定している事例が認められた。当該加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に算定すること。
21	訪問介護	訪問介護の所要時間	概ね2時間未満の間隔で指定訪問介護が行われたにもかかわらず、それぞれの所要時間が合算されていない事例が認められた。概ね2時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算すること。
22	訪問看護	初回加算	新規に訪問看護計画書が作成されていないのに初回加算を算定している事例が認められた。当該加算は、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回の訪問看護を行った場合に算定すること。
23	短期入所生活介護	送迎加算	病院と事業所との間の送迎で算定している事例が認められた。当該加算は居宅と事業所との間の送迎を行う場合に算定すること。
24	短期入所生活介護	緊急短期入所受入加算	算定対象期間の7日以内にやむを得ず具体的な方策を立てられない場合にその状況を記録した上で引き続き当該加算を算定することができるが、その状況の記録がないにもかかわらず、7日を超えて当該加算を算定している事例が認められた。算定対象期間を超えて当該加算を算定する際には、やむを得ず具体的な方策を立てられない状況を記録に残すこと。
25	短期入所生活介護	短期入所長期利用者提供減算	連続して30日を超えて利用していたにもかかわらず、減算がされていない事例が認められた。当該加算は居宅に戻ることなく自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用している者に対し、30日を超えた日から1日につき30単位を減算すること。
26	短期入所生活介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練計画の同意を得る前に、当該加算を算定している事例が認められた。利用者又はその家族に対し、機能訓練指導員等が個別機能訓練の内容について分かりやすく説明を行い、同意を得た後に当該加算を算定すること。
27	認知症対応型共同生活介護	生活機能向上連携加算	3月を超えて当該加算を算定するにあたり、理学療法士等に利用者の身体の状況等の評価を受けておらず、また、評価に基づく認知症対応型共同生活介護計画の見直しを行っていないにもかかわらず、算定している事例が認められた。当該加算は、医師、理学療法士等が事業所を訪問した際に、計画作成担当者が当該医師等と利用者の身体の状況等の評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成した場合であって、当該医師等と連携し、当該計画に基づくサービス提供を行った場合に、初回のサービスが行われた日の属する月以降3月の間、算定すること。また、3月を超えて算定する場合は、再度医師等の評価に基づき認知症対応型共同生活介護計画を見直すこと。
28	認知症対応型共同生活介護	口腔・栄養スクリーニング加算	口腔の健康状態のスクリーニングを行っていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。当該加算は、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定すること。
29	特定施設入居者生活介護	医療機関連携加算	協力医療機関等に情報を提供した日前30日以内において、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を算定した日が14日未満である場合に算定している事例が認められた。加算を算定する際は、算定要件を満たし、算定すること。
30	特定施設入居者生活介護	看取り介護加算	看取り介護加算Ⅱについて、当該加算を算定する期間において夜勤又は宿直を行う看護職員の配置がされてなかった事例が認められた。当該加算を算定する際には当該加算を算定する期間において夜勤又は宿直を行う看護職員の配置を行うこと。
31	特定施設入居者生活介護	看取り介護加算	看取りに関する指針について、入居の際に、利用者又はその家族に対し、同意を得ていない事例が認められた。入居の際には、看取りに関する指針について内容を説明し、同意を得ること。

32	介護老人福祉施設	初期加算	空床利用の短期入所生活介護を利用していた者が、日を空けることなく入所しているにも関わらず、算定している事例が認められた。実質的に一体として運営されている施設に入所した場合は、入所直前の短期入所生活介護の利用日数を30日から控除して得た日数に限り算定すること。
33	介護老人福祉施設	療養食加算	療養食を提供していないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。当該加算は療養食の提供をした際に算定すること。
34	介護老人福祉施設	日常生活継続支援加算	加算要件を満たしていることの確認はしているが、その割合を毎月記録していなかった。毎月割合を確認し記録に残すこと。

4 介護保険法

番号	サービス	項目	指摘内容
1	共通	人格尊重義務	事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならないにも関わらず、高齢者虐待を行っていた事案が見受けられた。再発防止策を講じること。